

第五十六号議案

江戸川区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

江戸川区旅館業法施行条例（平成二十四年三月江戸川区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（申請書の添付書類）

第一条の二 法第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、申請書に次に定める書類を添付しなければならない。

一 旅館業を営もうとする施設について土地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

二 旅館業を営むために必要な権限を有することを示すものとして、江戸川区規則（以下「規則」という。）に定める書類

第二条第三号中「江戸川区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第四条第一号中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同号八を削り、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 旅館業の施設の採光及び照明は、十分な照度を有するようにし、照明設備については、次の措置を講ずること。

イ 定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。

口 定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。

三 旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにすることとし、防湿に努めること。

第四条第六号イ中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第八号ロに次のただし書を加える。

ただし、ろ過器等を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、適切な水質を維持することができるとする範囲において一週間に一回以上換水すること。

第四条第八号ホ(4)ただし書中「併用し」を「併用する等」に改め、同条第九号を次のように改める。

九 洗面所及び便所の手洗設備には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるよう備えること。

第四条第十二号中「原則として、営業施設ごとに管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となつて管理する営業施設については、この限りでない」を「玄関帳場等を設置して管理を行う場合には、旅館業の施設ごとに営業時間中に営業従事者を常駐させること」に改め、同条に次の一号を加える。

十三 営業者は、事故が発生したときその他緊急時における迅速な対応を可能とする体制をとること。

第六条第二号を次のように改める。

二 当該施設が旅館業の施設であることが宿泊者、周辺住民等に分かるように、

規則で定める事項を見やすい場所に表示しておくこと。

第六条第三号及び第四号を削る。

第七条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第一条第一項第十一号」を「第一条第一項第八号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同条第七号イ中「洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備」を「清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造」に改め、同号八を削り、同号口を同号八とし、同号イの次に次のように加える。

口 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

第七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号イ中「第一条第一項第二号イ又は第三号」を「第一条第一項第一号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「調理場は」を「調理場を設ける場合には」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、ホ及びへは、おおむね五十人以上の団体を宿泊させる施設に限り適用する。

第七条第三号に次のように加える。

ホ 配膳に支障が生じない十分な広さを有する配膳室を付設すること。

へ 木の配膳室には、十分な高さの配膳台及び食器戸棚を設けること。

第七条中第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 ロビー及び食堂を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さを有するものとする。

第七条第二号を削り、同条第一号中「宿泊者」を「玄関帳場を設ける場合には、宿泊者」に改め、「位置に」の下に「設置し」を加え、「玄関帳場を設置すること」を「ものとする」とに改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 客室その他宿泊者等の用途に供する施設は、住居その他の施設から区分され、これらが混在していない構造であること。

第八条を削る。

第九条第一項中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に改め、同項第三号中「第一条第三項第一号」を「第一条第二項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

六 適当な規模の玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けること。ただし、規則で定める基準に適合するときは、これらの設備を設けることは要しない。

第九条第三項中「第七条第四号口及び同条第五号から第十号まで並びに前条第一項第一号」を「前条第五号口及び第六号から第十一号まで」に改め、同項を同

条第五項とし、同条第二項中「第七条第三号」を「前条第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前条第一号の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

3 前条第二号の規定は、簡易宿所営業の施設に玄関帳場を設ける場合に準用する。

第九条を第八条とし、第十条第一項中「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」に改め、同項第二号中「押し入れ」を「衣類、寝具類等を収納できる設備」に改め、同条第三項中「第七条第四号口及び第七号から第十号まで並びに第八条第一項第一号」を「第七条第五号口及び第八号から第十一号まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七条第三号」を「第七条第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第七条第一号の規定は、下宿営業の施設について準用する。

第十条を第九条とし、第十一条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「第四条第二号及び第六号」を「第四条第六号」に改め、同条を第十条とする。

第十二条第一項中「第八条及び第九条」を「第七条及び第八条」に改め、同項各号を次のように改める。

一 旅館・ホテル営業 第七条第三号、第四号、第六号、第七号、第八号口及び八、第十号並びに第十一号の基準

二 簡易宿所営業 第八条第一項第一号及び第五号、同条第四項において準用する第七条第四号並びに第八条第五項において準用する第七条第六号、第七号、第八号口及び八、第十号並びに第十一号の基準

第十二条第二項中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「第八条第二項、第九条第二項及び第十条第二項において準用する第七条第三号並びに第八条第三項、第九条第三項及び第十条第三項において準用する第七条第九号及び第十号」を「第七条第四号（第八条第四項及び第九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第七条第十号及び第十一号（第八条第五項及び第九条第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の改正に伴い、旅館業の営業の種類を変更するとともに、住民トラブルを防止する観点から、旅館業の許可を受けようとする者の申請書類に関する規定を追加するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。